



安部 光壹  
Kouichi Abe

## 相続預金が遺産分割協議の対象となるという最高裁決定の意味

平成28年12月19日、最高裁大法廷は、相続預金は遺産分割の対象となるという決定をした。つまり、遺産分割協議(すなわち相続人全員の同意)なくして、被相続人の預金は引き出せなくなったということである。当たり前といえば当たり前だが、ちょっと法律を知っている人にとっては、預金債権は可分債権なのだから当然に法定相続分で分割される以上、協議によらなければ取得できないというのはおかしいということになる。

実務上は、遺産分割協議がもめて調停手続となった場合は相続人間で預金債権を遺産分割の対象にするという同意を取ってから、遺産分割の対象としていた。

しかしながら、最近では、預金債権は当然に相続人間で相続分に従って分割されるという判例(最判昭和29年4月8日、判例タイムズ40号20頁)があることから、共同相続人の一人だけで単独で銀行に対し、その相続分に応じた預金請求訴訟をするようになった。強気の弁護士たちは、きっちりと利息までも請求する傾向まで出てきた。困った銀行はあの手この手を使って相続人全員の協議をお願いしたが駄目だった。

しかし一方で、やはり、預金というのは相続の中核をなすもので、これを外して不動産のみで分割するというのも実益は乏しい。相続財産の全てを遺産分割対象財産として、Aさんは不動産、Bさんは預金という扱いが最も遺産分割に適している。

また、判例はどういう訳か、現金は遺産分割調停の対象になる(最判平成4年4月10日、判例時報1421号77頁)としている。現金は勝手にその相続分に応じて単独で取得できないのに、預金は銀行に言えば、必ずその相続分に応じて調停手続を経ずに相続できるというのである。これはいささか腑に落ちない。

さらに本件最高裁判決の事案のように、生前に多額の贈与があった場合に、現に存在する預金は法定相続分通り取得すれば、矛盾が生じる場合がある。

本件最高裁判決がまさしくその事案である。

この事案は、A・B二人の相続人がいて（厳密にはこの二人は被相続人の実子ではない。Aは、被相続人の弟の子であり、被相続人の養子（女性）である。Bは、被相続人の妹で、被相続人の養子となった者の子である。このように、当事者が実際の姉妹ではないところに紛争の核心があるのかもしれない。）実姉で養子となったBの親が生前に5500万円の贈与を受けていたが、被相続人の死後、約4000万円の預金が残された場合、従来判例でいえば、Bは生前5500万円を貰ったうえに4000万円の半分の2000万円を貰うのはことになる。これはおかしい。貰いすぎであるということで、法定相続分として、当然の如く預金を二分割するのはおかしいということで抗告が提出された事案である。

確かに相続人に生前贈与などの特別受益がある場合には、現有相続財産に特別受益を加えて、それに相続分率をかけて当該相続人の相続分を計算し、仮にそのものに特別受益があればその財産から特別受益分を差し引くことになる。

つまり、相続財産は $5500 + 4000 = 9500$ 万円、A・Bそれぞれの相続分は4750万円となる。しかし、Bはすでに生前に5500万円を貰っているので、取得分は無しということになる。

したがって4000万円はすべてAが取得する。今回の最高裁判決はこの理を認め、結局は相続預金は遺産分割の対象となるということに落ち着いた、実に62年ぶりの判例変更である。それも大法廷判決！裁判とはなんとゆったりしたものだろうか、と感じた人も多いだろう。こんな当たり前の判決を出すのに60年以上もかかるなんて。

それだけに数えられる（countable）債権は常に可分である（分割されねばならない）というドグマは、論理をモットーとする裁判官の頭には公理と映っていたのである。

このドグマを破るための格好の事件が今回の事件であった。

ただ論理好きで、先例を大事にする裁判官たちも、相続にあたって預金債権と類似のものは何でも当然分割にして、遺産分割の対象とはならないとしていたわけではない。預金的金融商品にも、近年次々と遺産分割相続対象説が生まれてきた。平成22年10月8日、定額ゆうびん貯金が当然分割にならず、遺産分割手続きによって決定されるという最高裁判決が出た。（民集64巻7号1719頁）

また、平成26年12月12日には投資信託、国債も当然分割ではなく、遺産分割調停手続によらねば取得はできないと判決された（判例時報2251号35頁）。

これでひとまず預金債権は相続人全員の同意が無くては引き出せないことになった。前述の特別受益の外、寄与分の問題もあるので直ちに法定相続分の預金を払い戻せるといふのはいささか早急的であったのである。

しかし、困った問題もある。そうなると、相続人間の協議がまとまらないうち、いつまで立っても払い戻しを受けられない場合も出てくる。

被相続人の預金はまずお葬式や法事の財源と考えられていることもあろうし、相続人の一人がどうしても生活費が不足して、被相続人の預金を当てにする場合もある。いつかは自分の手元に相続分に近い預金がもらえることは確実なのに、協議が整わないというだけで全額貰えないというのはどうかと思う。

そこで、相続分相当額のうち、相続人間の争いの実情や、特別受益、寄与分の大方の主張や疎明の概略があれば、遺産分割協議成立前にも預金の引出が出来るようにすべきだという考えが出てくる。最高裁の補足意見もそのようなところは気にしている。

何でもかんでも確定しないと払えないという石頭の発想ではなく、事案によっては早急の一部支払いを認めるのが筋であると思う。

このような配慮はやはり、相続争いになって財産の多寡ばかりではなく、被相続人と相続人、そして相続人同士、相続人の配偶者を含めた人間関係の洞察が相続問題に必要となってくる。そうなると、残された重要な問題がもう一つあるのに気付く。それは、「相続債務をどうするか」である。相続債務こそ、相続人間で協議もできないほどの絶対的法定分割である。これは相続人間で勝手に金のない人に債務を全額負担させ、資産は別の人が取得するという虫のいい話を防ぐためである。

ところが資産を全部取得する人が、債権を全部相続することになっても全く不思議ではない。預金債権を遺産分割協議の対象としたことをさらに一步進めて、「債務」までも遺産分割協議の対象と広げていただきたいと考える。被相続人の意図も図られると思うし、共同相続人間で腹を割った話もできるかと思う。

預金債権についての判例が今後の遺産分割協議の弾力的運営のあと押しをしているように感じられるのである。